

諮問日：令和3年1月13日（令和2年度（最情）諮問第32号）

答申日：令和3年6月15日（令和3年度（最情）答申第5号）

件名：司法修習生から提出された特定の趣旨の特定日付の意見書等の不開示判断
（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しいという趣旨で司法修習生から提出された特定の日付の意見書及び当該意見書に関して司法研修所が作成した文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年12月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の日付の意見書を提出した司法修習生の氏名以外の部分は、不開示情報に相当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、自己開拓プログラムの実施を全面的に取りやめることとした司法研修所の決定を見直してほしいとの趣旨の特定の日付の意見書（以下「本件意見書」という。）を司法修習生が提出した事実の有無が公になる。

本件開示申出文書に記載のある司法研修所の決定は司法修習の実施に関する

重大な決定であったこと、このような決定に対して司法修習生が本件意見書を提出したとすれば、そのこと自体も非常にまれな事例であるといえること、本件意見書は日付で特定されていることからすれば、仮に上記事実が存在した場合には、司法修習生間のやり取り等の他の情報と照合することにより、本件意見書を提出した特定の司法修習生を識別することが可能となり、ひいては、当該特定の司法修習生が特定の考えや思想を記載した本件意見書を提出したという事実が明らかになることになる。

したがって、司法修習生が本件意見書を提出したという事実の有無に係る情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで不開示情報に相当する情報を開示することになるから、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月19日 審議
- ④ 同年5月14日 審議
- ⑤ 同年6月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定の期の司法修習として実施される選択型実務修習のうち、自己開拓プログラムの実施を中止することとした決定に関し、特定の司法修習生から本件意見書が提出されたことを前提として、本件意見書及び本件意見書に関して司法研修所が作成した文書の開示を求めるものである。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、上記決定は司法修習の実施に関す

る重大な決定であり，このような決定に対して司法修習生が本件意見書を提出したとすれば，そのこと自体も非常にまれな事例であるとのことであり，この説明が事実であることについて，当委員会は委員会庶務を通じて確認した。そして，このような事情に加え，本件意見書が日付で特定されている上，「自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しい」と記載されていること及び司法修習生という集団の規模を踏まえれば，仮に本件意見書が提出されたという事実が存在した場合には，司法研修所と司法修習生との間のやり取り，さらには，司法修習生間の会話等の他の情報と照合することにより，司法修習関係者等において本件意見書を提出した特定の司法修習生を識別することが可能となり，ひいては，当該特定の司法修習生が特定の考えや思想を記載した本件意見書を提出したという事実が明らかになるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのため，本件開示申出文書の存否を答えることは，特定の司法修習生が特定の考えや思想を記載した本件意見書を提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。よって，本件存否情報は，法5条1号に規定する情報に相当する情報であるということができ，同号ただし書イからハマまでに相当するような事情も認められない。

したがって，本件開示申出文書については，その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子